

特定給食関係法令と行政指導

特定給食施設などにおける給食の運営は、関連する法令と行政指導に従って行われなければならない。給食の運営に関する一般的な行政指導は、管轄保健所の栄養指導員や食品衛生監視員などによって行われている。特定給食施設が給食を運営するときには、関係法令に規定されている事項を遵守するとともに、管轄保健所の栄養指導員や食品衛生監視員から指導を受けることになる。給食管理者は、関係法令の条文や通知の内容を収載した「法令集」をよく読み、遵守しなければならない規定などに精通する努力が必要である。

1 給食関係の法令

(1) 法令の構成

法令には、国が取り扱う法律、政令（施行令）、省令（施行規則）および告示がある（表 1-3）。また、都道府県などの地方自治体を取り扱っている条例についても、特定給食施設は規定されている内容を遵守する義務がある。

表 1-3 法令の構成（例：健康増進法）

法令の種別	決定の主体と名称
法律	国会の議決……「健康増進法」
政令	内閣の決定……「健康増進法施行令」
省令	大臣の決定……「健康増進法施行規則」
告示	大臣の決定……「食事による栄養摂取量の基準」
条例	都道府県等地方自治体議会の議決

特定給食施設の運営に関する法令には、すべての施設に共通するものとして健康増進法と食品衛生法がある。一方、学校給食の運営には学校給食法、病院など医療機関の入院時食事療養の運営には医療法や健康保険法、事業所給食の運営には労働安全衛生法、社会福祉施設給食の運営には児童福祉法や老人福祉法など、それぞれの施設種別に適用される固有の法令がある。

(2) 健康増進法

すべての特定給食施設に共通する給食管理業務の根拠法令は、健康増進法である。健康増進法に規定される給食管理関係のおもな条文には、次のようなものがある。

a 健康増進法の目的（法第 1 条）

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善そ

の他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

b おもな規定事項

- ① 国民の責務、国の責務および地方公共団体の責務、健康増進事業実施者の責務と関係者の協力
- ② 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針
- ③ 都道府県健康増進計画および市町村健康増進計画
- ④ 健康診査の実施等に関する指針
- ⑤ 国民健康・栄養調査の実施
- ⑥ 生活習慣病の発生の状況の把握
- ⑦ 食事による栄養摂取量の基準（食事摂取基準）
- ⑧ 市町村による生活習慣相談等の実施
- ⑨ 都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施
- ⑩ 栄養指導員
- ⑪ 特定給食施設における栄養管理、措置および助言、勧告および命令、立入検査など
- ⑫ 受動喫煙の防止
- ⑬ 特別用途表示の許可、検査および取去

c 食事摂取基準関係（法 16 条の 2）

- 1 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（食事摂取基準）を定めるものとする。
- 2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項
 - 二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項
 - イ 国民の栄養摂取の状況からみて、その欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素
 - ロ 国民の栄養摂取の状況からみて、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素
- 3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

d 栄養指導員関係

- 都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施（法第 18 条）
 - 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、